欧州委員会、IPREDフォローアップ調査を公表

２０２６年２月１２日

JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州委員会は 2026 年 1 月 27 日、EU の知的財産権執行指令（IPRED）[1]の実務運用を検証したフォローアップ調査の最終報告書の公表についてプレスリリースした。

本調査は、Ernst and Young および Technopolis Group への委託により行われ、9 か国[2]の判例分析、オンライン調査、専門家インタビューなど多角的な方法を組み合わせて実施されたものである。

今回の報告書は、IPRED の実務がどのように運用されているかを把握するために、比例原則[3]、PAE（特許主張主体）[4]、動的差止（DBI）[5]、情報開示とデータ保護、偽造品の保管・廃棄コストという 5 つの分野を中心に詳細な分析を行っている点が特徴である。

これは、IPRED が規定する民事的知財権行使の重要領域が、加盟国の実務にどこまで反映されているかを確認する目的で設定された調査範囲であり、EU が実務の“実効性”に注目していることを示している。

調査結果によれば、IPRED は EU 域内における知財権保護の共通基盤として一定の役割を果たしているものの、加盟国間の運用には大きな差が残されている。特に特許差止の運用においては、裁判所が比例原則を十分に検討しないまま差止を認容する傾向が強く、実際に 2015～2020 年の特許訴訟 635 件のうち 94%で差止が認められる一方、比例原則を明示的に考慮した事例は 0.6%にすぎなかったと報告されている。

PAE に関する分析では、欧州全体での活動自体は限定的であるものの、訴訟の大部分が依然としてドイツに集中している点が改めて浮き彫りとなった。これは同国の制度的特性によるもので、UPC（統一特許裁判所）の稼働後も推移を慎重に見守る必要があるとしている。さらに、オンライン侵害対策の要である動的差止（DBI）については、発令条件や

---

[1] EU 加盟国における民事的な知的財産権侵害への対処方法について、差止・情報開示・偽造品取り扱いなどの最低基準を定めた EU 指令（Directive 2004/48/EC）。

[2] オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、アイルランド、オランダ、スペイン

[3] 差止命令などの権利行使が、侵害状況や当事者間の事情に対して過剰にならないよう求める IPRED 上の基本原則。

[4] 自ら製造・販売は行わず、保有特許の主張やライセンスを通じて収益を得る主体。

[5] 侵害サイトが新しい URL・ミラーサイトとして再出現しても、追加手続なしに継続的にアクセス遮断を適用できる差止命令。

技術的措置の選択などが加盟国間で大きく異なり、制度の不統一さが実効性を損なう要因となっている。情報開示制度では GDPR[6]との調整不足が指摘され、権利者が侵害関連情報を迅速に得られないケースが多いことも課題として挙げられた。偽造品の保管・廃棄コストについても、侵害者が特定できない場合に権利者負担が過大となる国があるなど、取り扱いの不均一さが明確に示された。

今回の報告書は、IPRED が今後も EU 知財政策の中心的役割を果たすためには、比例原則の実質化、PAE 戦略に対する制度的耐性の強化、DBI の調和的運用、情報開示制度の明確化と実効性改善が不可欠であると結論づけている。とりわけ特許差止およびオンライン侵害対策は、AI・IoT・通信といった重要産業分野にも直結する領域であり、2026 年以降の欧州委員会による政策対応が、加盟国実務に大きな影響を与えることが予測される。

－欧州委員会のプレスリリース等は、以下参照 －
（プレスリリース）
https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/commission-publishes-study-enforcement-intellectual-property-rights-eu-2026-01-27_en
（調査報告書）
https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/46428195-fb34-11f0-8da5-01aa75ed71a1

－IPERD に関する欧州知財ニュースは、以下参照 －

- 欧州委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表（標準必須特許（SEP）に係るガイダンスを含む）（2017 年 11 月 29 日）（PDF）
- 欧州委員会，エンフォースメント指令の適用状況に関する分析結果を公表（2011 年 1 月 10 日）（PDF）

[6] EU 域内における個人データの取扱いを規律する基本規則。